

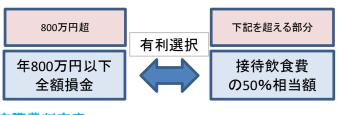
コレって交際費?

日々の経理の中で、勘定科目に迷うことはよくあるのではないでしょうか。今月は税務上の取り扱いが他の勘定科目と異なる「交際費」について、確認していきます。

Ι 交際費の定義

税務上の交際費の定義を確認しましょう。①交際費、接待費、機密費などの費用で、②得意先、仕入 先その他事業に関係のある者に対する③接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のため に支出するもの(措置法61条の4)とされています。

Ⅱ 交際費の取り扱いについて



資本金1億円以下の法人は、 年800万円又は年間の接待飲食費(交際費に含めた飲食費のうち、その法人の役員・従業員のための飲食費を除く)の50%相当のいずれかまでは経費(税務上の損金)となります。

Ⅲ 交際費判定表

以下に誤りやすい交際費の例をあげました。判断の参考にしてください。

以下に誤りつりい文际質の例をありました。刊断の参考に		取扱い(勘定科目など)
政治献金・政治団体への拠出金(参加しないパーティー券) 神社のお賽銭、寺院へのお布施など		相手先が事業関係者ではないため、 寄付金 となります。寄付金は一部損金算入が制限され、 <mark>経費が大幅に減ることがあります</mark> 。
カレンダー、手帳などの配布で通常要する費用景品付販売による景品の費用		高額でなければ自社の社名を入れたカレンダー、 手帳、又は販売に付随する景品(3,000円以下や 自社商品)などは <mark>広告宣伝費</mark> として経費になり、 交際費には該当しません。
社内の忘年会に得意先を招待した 社員旅行に懇意にしている取引先を招待した		取引先に旅行や食事を提供することは接待、供 応に該当するため、従業員分の福利厚生費と、 取引先分の交際費に区分する必要があります。
懇親会に参加するためのタクシー代 接待ゴルフの行き帰りの交通費		他社が主催する懇親会への交通費は旅費交通費(参加するための会費は交際費)ですが、自社が開催する懇親会、又は接待ゴルフの交通費は交際費となります。
顧客紹介料、情報提供料		支払額、条件など契約している場合は支払手 数料などで処理します。事前の契約なく支払う 謝礼などは交際費になります。
従業員に対する渡切交際費、機密費など精算されないもの		精算がないと交際費の要件を確認できず、 <mark>従業員の 給与として源泉所得税の徴収が必要</mark> です。
5,000円 基準	取引先との飲食費で一人5,000円以内のもの	交際費から除外できます。(会議費などで処理) ※取引先、人数が分かるよう記載が必要です。
	取引先への手土産や贈答品で5,000円以下のもの	交際費となります。 5,000円基準は飲食費のみです。
	社員が社内外で打ち合わせに要した飲食費	5,000円基準はなく、 <mark>会議費</mark> となります。 ※お酒は認められません。
		使途秘匿金として、 <mark>経費には含まれず、その支出した金額の40%相当額が、赤字でも課税</mark> されます。